

旧警戒区域（双葉町）から避難した申立人の避難慰謝料について、90歳前後の高齢単身者で左目の視力がなく右目も疾病を抱えていたことなどから、月6割の増額が認められた事例。

555

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目	ア 避難費用（交通費） （期間 自 平成23年3月11日 至 平成24年8月31日）
	イ 避難費用（宿泊費） （期間 自 平成23年3月11日 至 平成24年8月31日）
	ウ 避難費用（食費増加費用） （期間 自 平成23年3月11日 至 平成25年3月31日）
	エ 避難費用（家財・生活費増加費用） （期間 自 平成23年3月11日 至 平成24年8月31日）
	オ 一時立入費用（交通費） （期間 自 平成23年3月11日 至 平成24年8月31日）
	カ 精神的損害 （期間 自 平成23年3月11日 至 平成25年3月31日）
	キ 弁護士費用 （各損害項目に準ずる）

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）についての損害賠償金として、合計金539万9518円の支払義務のあることを認める。

(内訳)	ア	避難費用 (交通費)	3万円
	イ	避難費用 (宿泊費)	73万4700円
	ウ	避難費用 (食費増加費用)	11万円
	エ	避難費用 (家財・生活費増加費用)	27万円
	オ	一時立入費用 (交通費)	6万5550円
	カ	精神的損害	403万2000円
	キ	弁護士費用	15万7268円

3 支払方法

(省略)

4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項ア、イ、ウ、エ、オ及びキ記載の損害項目(同項所定の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。)については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。ただし、第1項カ記載の損害項目及び期間については、本和解に定める金額を超える部分につき、清算の効力は及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年7月3日

(仲介委員 五島丈裕)